

化学物質規制の仕組みの見直しについて

見直し後の化学物質規制の仕組み（案）

有害性の情報量大 ←

→ 有害性の情報量小

有害性情報があり、
ばく露限界値が設定可能
な物質

有害性情報はあるが、
ばく露限界値を設定する
情報は不十分な物質

有害性情報が少ない
(不明が多い) 物質

個別管理物質

自律管理物質

ラベル表示・SDS交付による有害性情報の伝達義務

リスクアセスメントの実施義務

- 特化則、有機則等に規定する措置の実施義務

一定の要件を満たした事業者には自律管理を認める
(省令の一部適用除外)

基本的に追加はしないが、一定の要件を満たした場合に検討

● ばく露限界値を指標とした管理

- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置
- ・ ばく露防止措置の内容は、物質の使用状況その他を踏まえて自律的に決定

ばく露限界値設定

● 十分な安全率を見越した「暫定ばく露限界値」を指標とした管理

- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置
- ・ ばく露防止措置の内容は、物質の使用状況その他を踏まえて自律的に決定
- ・ 危険有害性情報の作業員との共有

国によるGHS分類

● 使用時は最大限のばく露回避措置

- ・ 情報がないことの作業員への周知
- ・ 保護具着用による接触回避の原則
- ・ 十分な安全率を見越した「暫定ばく露限界値」に基づくばく露防止措置の徹底

- 製造・輸入主体による有害性情報の収集及び国への提供

- 一定の場合に該当した物質についての個別管理物質への追加に係る検討
- 適用除外に係る事業場の認定

- 専門家による支援体制の整備
- ばく露限界値、GHS分類、モデルラベル・SDSの更新

- 例えば製造・輸入量の多いものなどを、用途や流通形態を勘案しつつ優先して詳細な有害性情報の収集や現場調査を行い、ばく露限界値を検討
- 専門家による支援体制の整備
- GHS分類、モデルラベル・SDSの更新

- 例えば製造・輸入量の多いものなどを、用途や流通形態を勘案しつつ優先して有害性調査、GHS分類を実施
- 専門家による支援体制の整備

※「暫定ばく露限界値」とは、物質ごとの値を想定したものではなく、粉じんなどのまとまりごとに示す目安となる基準値を想定したもの。 1

事業者等の役割

国の役割

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

< 自律管理における共通の考え方 >

- 自律管理においては、労働者のばく露防止の手段は事業者任せられるが、その**優先順位に関して共通する基本的な考え方**としては、現在のリスクアセスメントの考え方と同様に、以下のとおりとすることでよいか。
 - ① 危険性・有害性に関する情報が得られている物質で、危険性・有害性がより低い物質への変更等によるハザードの削減
 - ② 化学物質の製造・取扱いを行う機械設備の密閉化、局所排気装置の設置などの工学的対策によるリスクの低減
 - ③ 作業手順の改善、立入禁止場所の設定、作業時間の短縮化等によるばく露機会の削減によるリスクの低減
 - ④ 有害性に応じた有効な保護具の適切な選択、使用、管理の徹底（フィットテストの実施を含む）によるリスクの低減
- これらの手段により、**達成すべき目標**は以下のとおりとすることでよいか。
 - ・ ばく露限界値が設定されている物質については、労働者が吸入する有害物の濃度をばく露限界値以下に保つこと。
 - ・ ばく露限界値が設定されていない物質については、労働者が吸入する有害物の濃度を暫定ばく露限界値以下に保つこと。 暫定ばく露限界値の設定も困難な場合は、労働者が吸入する有害物の濃度をなるべく低くするという定性的な目標を定めること。
 - ・ 眼・皮膚刺激性があることや経皮吸収の程度が高いことが分かっている物質については、ばく露量の把握・管理が困難であることから、密閉化等の工学的対策はもとより、ばく露経路・ばく露部位に応じた必要な保護手袋や保護衣等を使用することにより、接触の可能性そのものをなくすこと。

※ 保護具の選定に必要な情報は、化学物質のメーカー、保護具のメーカー、研究機関等が協力して調査研究、収集し、国において公表・共有することを想定。

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<ばく露限界値・暫定ばく露限界値の決め方> ※ワーキンググループで検討中

（示した主な論点）

- 「日本産業衛生学会が勧告している許容濃度」、「ACGIHが提言しているばく露限界」、その他の「設定プロセスが明確であり、かつ、科学的根拠により提案がなされているもの」を参考として、国が専門家の意見を聴いて決定するという考え方でよいか。
- どのような物質を優先して設定すべきか。参考とする指標（許容濃度やACGIHのばく露限界）の更新が行われれば、ばく露限界値も適宜見直しを行うという考えでよいか。
- ばく露限界値に基づく管理を行う場合は、どのような手法を用いることが適当か。
- 「暫定ばく露限界値」の決め方についてはどのように考えるべきか。

（出された主な意見）

- ばく露限界値に基づく管理は、クリエイトシンプル等の数理モデルをスクリーニングに使った上で実測するのが良いのではないか。
- 暫定ばく露限界値は、粉じんは日本産業衛生学会やACGIHの値を参考にするとして、蒸気は管理濃度の値が最も高いもの（アセトン）を上限值として使うことも考えられるのではないか。
- 暫定ばく露限界値は、GHS分類をもとに物質ごとに示してもいいのではないか。
- 自律管理のためには暫定ばく露限界値として何らかの値を示すべき（理念的な規定だけで何も目安がないと、何もやらない企業が出てくるおそれ）。

<中小企業等に対する支援（ガイドラインなど）>

- 自律管理のうち、特に管理が困難と考えられる物質や、危険性・有害性（ハザード）が高い物質については、中小企業等における管理の参考となるよう、模範的な管理方法等をまとめたガイドラインを、国が研究機関や業界団体と協力して示すこととしてはどうか。

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<労働者への意識啓発・教育>

- 自律管理において、ばく露防止を確実なものとするためには、作業に従事する労働者自身も自らが取扱う化学物質の危険性・有害性（ハザード）を正しく理解し、作業において生じうるリスクを正しく認識し、保護具を適切に使用することが重要であることから、初めて作業に従事させる時、作業方法を変える時、ラベルの内容に変更があった時には、以下の事項について教育することを義務付けることとしてはどうか。
 - ア ラベルの内容（危険有害性が不明な部分がある場合はその意味、ラベルがないなど危険有害性が不明な場合はその意味（最大限のばく露回避措置が必要であること）を含む）
 - イ 作業上の注意点
 - ウ 保護具を使用させる場合はその意義及び使用方法（フィットテストの意味を含む）

<健康影響に関するモニタリング>

- 自律管理物質については、健康影響に関するモニタリングの実施についても、実施の可否は労使の判断（産業医等がいる場合はその判断）に委ねることによいか。
- 自律管理物質に係る健康診断を実施する場合は、健診項目は健診を実施する医師又は産業医の判断に委ねることによいか。
- 労働者がばく露限界値を超えてばく露した可能性がある等必要な場合は、臨時の健康診断の実施を求めることとしてはどうか。
- 化学物質を製造・取扱う作業に従事する労働者については、年に1回実施する一般定期健康診断の問診において、化学物質の取扱い状況等を労働者から聴取した上で、健康への影響の有無について特に留意して確認することとしてはどうか。

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<メーカーによる有害性情報の収集・国への提供> ※ワーキンググループで検討中

（示した論点）

- GHS分類の促進及びその結果に基づく危険有害性の情報伝達を進めるため、製造・輸入主体による有害性情報の収集や当該情報の国への提供を求めていくことが必要であるか。

（出された主な意見）

- 有害性情報の収集や提供を行うとしても、その段階、目的をまず整理する必要がある。
- 既存化学物質について有害性情報を収集するとしても、コンソーシアムを形成しているEUと異なり、日本で複数の事業者が製造している場合に、情報を出す事業者と出さない事業者が出てくると、情報のただ取りができてしまう。
- 有害性情報を収集するとして、どのような有害性情報を求めるのかまずは案を示して欲しい。

<自律管理の実施状況についてのモニタリング>

- 自律管理が企業において適切に実施されることを担保するため、以下を義務付けることによいか。
 - ・ 衛生委員会において、自律管理の実施状況を労使で共有し、調査審議を行うこと。
 - ・ 労働者数50人未満の事業場においては、化学物質の製造・取扱い作業に従事する全ての労働者に対して、自律管理物質の管理状況を共有するとともに、自律管理物質の管理についてこれらの労働者から意見を聞く機会を設けること。
 - ・ 自律管理の実施状況（リスクアセスメントの実施結果、労働者のばく露の状況、保護具の選択、使用を含む措置の実施状況等）を記録し、一定期間保存すること。
 - ・ 化学物質の取扱いの規模が一定以上の企業は、定期的に、自律管理の実施状況について、インダストリアル・ハイジニスト等の専門家の確認・指導を受けること。

化学物質規制の仕組みの見直し（案）

<個別管理物質（特化則、有機則等）の今後の位置づけ>

- 新しい仕組みにおいては、自律管理を基軸とし、危険性・有害性が高い物質についても、新たに特化則、有機則に追加することは基本的にしないということでよいか。
- 石綿など適切な管理が行われず、多くの健康障害を生じさせた事例もあることから、労働災害が多発するなど自律管理が困難と認められる物質・作業については、例外的に以下のいずれかの対応を検討することとしてはどうか。
 - ① 当該物質の製造・使用等を禁止する。
 - ② 当該物質の製造・使用等を許可制とする（個別に製造、使用方法を審査して、審査基準をクリアしたものだけ製造・使用等可能とする）。
 - ③ 特定の作業について労働災害が集中して発生するなどリスクが高いと考えられる場合は、当該作業のみ禁止又は許可制とするか、ばく露防止手段を指定する。
- 個別管理物質についても、以下のような一定の要件が満たされている事業者については、個別に労働基準監督署等が認定した上で、自律管理を認める（特化則等の適用を除外する）こととしてよいか。
 - ・ 一定の期間の実務経験を有するインダストリアル・ハイジニスト、衛生工学衛生管理者など化学物質管理に関する高い専門性を有する人材が、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じて十分な人数配置されていること。
 - ・ 一定期間、個別管理物質による労働災害を発生させていないこと。
 - ・ 一定期間、個別管理物質による有所見者を発生させていないこと
 - ・ 一定期間、個別管理物質を良好な状態で維持管理できていること